

主担当部：県土整備部

(現状と課題)

古くから水害、土砂災害、高潮災害等の防災対策が行われてきたにもかかわらず、近年、全国各地で毎年のように災害が発生しています。特に、時間雨量100mmを超えるような集中豪雨は、近年増加傾向にあります。

三重県においても、2004年（平成16年）に県南部で観測史上最大の雨量を観測し、尊い生命や財産が失われたところであり、今後も予想されている台風の大型化や集中豪雨の増加、異常高潮などの異常気象に備え、早期に災害安全度を高めるとともに、減災体制を確立することが求められています。

(重点事業のねらい)

今後も予想される異常気象に備え、自然災害による被害を最小化する「減災」の観点から、早期に減災対策に寄与するハード整備に重点的に取り組むとともに、異常気象を含めて、災害を少なくする減災体制を早期に確立することを目的として、改正された水防法、土砂災害防止法に対応するためのソフト対策を推進します。

(重点事業の取組目標)

目標項目	風水害に対する安全度が向上した住民の数
------	---------------------

[目標項目の説明]

- ・風水害に対し減災効果が発揮または減災体制が整備され、安全度が向上したと推定される住民の数（県土整備部河川室、砂防室、港湾・海岸室調べ）

(具体的な取組内容)

取組方向1：緊急的ハード対策の推進に向けて

- (1) 今後も予想される異常気象に備え、早期に減災効果が期待できる再度災害防止事業やネック点等を解消することにより災害安全度を高めます。
- (2) 伊勢湾沿岸におけるゼロメートル地帯の高潮対策対象地区のうち、特に緊急性を要する箇所について、その整備を重点的に進めます。

取組方向2：緊急的ソフト対策の推進に向けて

- (1) 緊急度および重要度の高い主要中小河川で、洪水に対する各種ソフト対策を実施することにより警戒避難体制整備を支援し、県全体として洪水に対する減災体制の

確立に寄与します。

- (2) 土砂災害が発生する危険性が特に高い市町で、土砂災害に対する各種ソフト対策を実施することにより警戒避難体制整備を支援し、県全体として土砂災害に対する減災体制の確立に寄与します。

県が他の主体に期待する取組

- 市町が、ハザードマップ（※注1）の作成や警戒避難体制の整備を行い、地域住民に避難情報を広く提供します。
- 県民一人ひとりが、日頃から各自、危険箇所や避難場所を把握し、自然災害に備えます。

（※注1）：ハザードマップ：風水害や地震時に洪水・土砂災害などによる被害を予測し、その被害範囲や避難場所などの情報を示した地図

平成19年度 重点事業要求事業一覧

（単位：千円）

事業担当部名	事業名	施策番号 (資料の頁)	施策名	平成19年度 事業費
県土整備部	緊急河川改修事業	312 (p. 44)	治山・治水・海岸保全対策の推進	170,000
県土整備部	ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業(河川)	312 (p. 44)	治山・治水・海岸保全対策の推進	40,000
県土整備部	ゼロメートル地帯緊急海岸高潮対策事業	312 (p. 44)	治山・治水・海岸保全対策の推進	50,000
県土整備部	緊急ソフト対策事業(河川)	312 (p. 44)	治山・治水・海岸保全対策の推進	94,000
県土整備部	緊急ソフト対策事業(砂防)	312 (p. 44)	治山・治水・海岸保全対策の推進	90,000
(事業 計)				444,000